

○岐阜県屋外広告物条例施行規則

昭和三十九年十二月二十八日規則第四百七十七号

岐阜県屋外広告物条例施行規則をここに公布する。

岐阜県屋外広告物条例施行規則

岐阜県屋外広告物条例施行規則（昭和三十六年八月岐阜県規則第九十三号）の全部を改正する。

（総則）

第一条 この規則は、屋外広告物法（昭和二十四年法律第百八十九号。以下「法」という。）及び岐阜県屋外広告物条例（昭和三十九年岐阜県条例第四十七号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（許可申請手続）

第二条 条例第七条、第八条第四項若しくは第五項、第十一条第二項又は第十二条第一項の規定により許可を申請しようとする者は、次の表の上欄に掲げる区分に従い中欄に掲げる申請書正副二通に下欄に掲げる書類を添えて提出するものとする。

条例第七条又は第八条第四項若しくは第五項の規定により許可を申請しようとする者	屋外広告物許可申請書（別記第一号様式）	一 位置図（野立広告物については、道路及び鉄道等からの距離を明示すること。） 二 形状、寸法及び構造に関する仕様書 三 構造図 四 彩色広告面模写図 五 建築物を利用する広告物にあつては、建築物の構造図及び立面図 六 その他知事が必要と認める書類
条例第十一条第二項の規定により許可期間の更新を申請しようとする者	屋外広告物許可期間更新申請書（別記第二号様式）	一 広告物等のカラー写真 二 第六条第一項第四号に掲げる広告物以外の広告物にあつては、屋外広告物自己点

		検報告書（別記第二号の様式） 三 その他知事が必要と認める書類
条例第十二条第一項の規定により許可を申請しようとする者	屋外広告物変更許可申請書（別記第三号様式）	一 屋外広告物許可申請書に添えた書類のうち変更を要する書類 二 その他知事が必要と認める書類

（適用除外の基準）

第三条 条例第八条に規定する規則で定める基準は、別表第一に掲げるとおりとする。

（国等の通知）

第四条 条例第八条第八項の規定による通知は、屋外広告物通知書（別記第四号様式）に次に掲げる書類を添付して行うものとする。ただし、知事が必要がないと認めるときは、その書類の全部又は一部の添付を省略することができる。

- 一 位置図（野立広告物については、道路及び鉄道等からの距離を明示すること。）
- 二 形状、寸法及び構造に関する仕様書
- 三 構造図
- 四 彩色広告面模写図
- 五 建築物を利用する広告物にあつては、建築物の構造図及び立面図

2 条例第八条第八項ただし書に規定する規則で定める場合は、官公署の建築物及びその敷地に表示若しくは設置するもの又は表示面積の一面が四平方メートル以下で、かつ表示面積の合計が八平方メートル以下のものとする。

（許可の基準）

第五条 条例第八条第四項の規定による許可の基準及び条例第九条に規定する許可の基準は、別表第二に掲げるとおりとする。

（許可の期間）

第六条 条例第十一条第一項の規則で定める期間は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 野立広告物で鉄骨造りその他の堅固な構造のもの 三年

二 堅固な建築物を利用する屋上広告物及び突出広告物で鉄骨造りその他の堅固な構造のもの
三年

三 堅固な建築物を利用する壁面広告物 三年

四 はり紙、はり札、立看板、アドバルーン、広告幕、広告網その他これらに類するもの 二月

五 前各号に掲げる広告物等以外のもの 一年

2 条例第十一条第二項の規定により更新する場合の有効期間については、前項の規定にかかわらず、同項第一号から第三号までに掲げる広告物等については二年、同項第四号に掲げる広告物等については二月、その他の広告物等については一年とする。

(許可の証票等)

第七条 条例第十三条に規定する許可の証票、証印及び打刻印は、別記第五号様式による。

(違反広告物である旨の表示方法)

第八条 条例第十七条第一項の規定による表示は、別記第六号様式に規定する証票を広告物等にはり付けることにより行う。

2 前項の証票は、広告物等の主たる表示の内容を損なわない箇所にはり付けるものとする。

(公表)

第九条 条例第十七条第二項の規定により公表する事項は、同項に規定するもののほか、違反の内容、広告物等の表示の内容その他の広告物の特定に必要な事項とする。

2 公表は、岐阜県公報への掲載その他の県民への周知に適した方法により行う。

(保管した広告物等を売却する場合の手續)

第十条 条例第二十一条の規則で定める方法は、競争入札の方法とする。ただし、競争入札に付しても入札者がいない広告物等その他競争入札に付することが適当でないと認められる広告物等については、随意契約の方法とする。

(広告物等を返還する場合の手續)

第十一条 知事は、法第八条第一項の規定により保管した広告物等（同条第三項の規定により売却した代金を含む。）を当該広告物等の所有者、占有者その他当該広告物等について権原を有する者（以下この条において「所有者等」という。）に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によつてその者が当該広告物等の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、受領書（別記第七号様式）と引換えに返還するものとする。

(届出)

第十二条 条例第二十三条の規定による届出は、同条第一項第一号又は第二号に該当する場合にあつては別記第八号様式に、同項第三号若しくは第四号又は同条第二項に該当する場合にあつては別記第九号様式による。

(屋外広告物景観モデル地区景観指針案等の公告)

第十三条 条例第二十五条第四項(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 屋外広告物景観モデル地区(以下「モデル地区」という。)の名称及び区域の案
- 二 モデル地区景観指針案の概要
- 三 モデル地区の区域案及び景観指針案の縦覧場所

2 前項の規定による公告は、岐阜県公報に登載して行うものとする。

(モデル地区の許可の基準の経過措置)

第十四条 条例第二十七条第四項の規則で定める期間は、三年とする。

(屋外広告業の登録の申請)

第十五条 条例第三十条第一項の申請書は、別記第十号様式によるものとする。

2 条例第三十条第二項(条例第三十三条第三項において準用する場合を含む。)に規定する誓約書の様式は、別記第十一号様式とする。

3 条例第三十条第二項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- 一 条例第三十条第一項に規定する登録申請者(以下「登録申請者」という。)が個人である場合にあつては、登録申請者(当該登録申請者が屋外広告業に関して成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合にあつては、当該登録申請者及びその法定代理人)の住民票の抄本又はこれに代わる書面及び略歴書
- 二 登録申請者又は前号に規定する法定代理人が法人である場合にあつては、当該法人の登記事項証明書及びその役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)の略歴書
- 三 業務主任者(条例第三十八条第一項に規定する業務主任者をいう。以下同じ。)の住民票の抄本又はこれに代わる書面
- 四 業務主任者が条例第三十八条第一項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面

4 前項第一号及び第二号の略歴書の様式は、別記第十二号様式とする。

(登録の更新の申請期限)

第十六条 条例第二十九条第三項の更新の登録を受けようとする屋外広告業者は、その者が現に受

けている登録の有効期間満了日の三十日前までに当該更新の登録を申請しなければならない。

(登録の通知)

第十七条 条例第三十一条第二項の規定による通知は、屋外広告業登録証（別記第十三号様式）の交付をもつて行うものとする。

(変更の届出)

第十八条 条例第三十三条第一項の規定による届出は、屋外広告業登録事項変更届出書（別記第十四号様式）により行うものとする。

2 屋外広告業登録事項変更届出書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添付するものとする。

一 条例第三十条第一項第一号に掲げる事項の変更 個人にあつては住民票の抄本又はこれに代わる書面、法人にあつては登記事項証明書

二 条例第三十条第一項第二号に掲げる事項の変更（商業登記の変更を必要とする場合に限る。）
登記事項証明書

三 条例第三十条第一項第三号に掲げる事項の変更 条例第三十条第二項に規定する誓約書及び第十五条第三項第二号に規定する書類

四 条例第三十条第一項第四号に掲げる事項の変更 条例第三十条第二項に規定する誓約書並びに第十五条第三項第一号及び第二号に規定する書類（法定代理人に関するものに限る。）

五 条例第三十条第一項第五号に掲げる事項の変更 第十五条第三項第三号及び第四号に規定する書類

(廃業等の手続)

第十九条 条例第三十五条第一項の規定による届出は、屋外広告業廃業等届出書（別記第十五号様式）により行うものとする。

(受講の手続)

第二十条 条例第三十七条第一項に規定する講習会を受けようとする者は、屋外広告物講習会受講申込書（別記第十六号様式）を知事の指定する日までに提出しなければならない。

(講習会期日等の公告)

第二十一条 知事は、条例第三十七条第一項の規定により講習会を開催しようとするときは、あらかじめ講習会の期日、場所その他講習会に関し必要な事項を公告するものとする。

(講習会修了証書の交付)

第二十二条 知事は、講習会の所定の課程を修了したと認めた者には、講習会修了証書（別記第十

七号様式)を交付するものとする。

(不正受講者に対する措置)

第二十三条 知事は、不正の方法により講習会を受けようとし、又は受けた者に対しては、その受講を禁止し、又は講習会修了者の認定を取り消すものとする。

(講習会の一部免除)

第二十四条 条例第三十七条第二項の規定により講習会の課程の一部免除を受けようとする者は、第二十条の申込書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 建築士の資格を有する者にあつては、その免許証の写し又は建築士登録済証明書
- 二 電気工事士の資格を有する者にあつては、その免状の写し
- 三 第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状及び第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者にあつては、その免状の写し
- 四 職業訓練指導員免許所持者にあつてはその免許証の写し、技能検定合格者にあつては合格証書の写し、職業訓練修了者にあつては修了証書の写し

(講習会の委託先)

第二十五条 条例第三十七条第三項の規定による委託は、岐阜県広告美術業協同組合に対し行うものとする。

(講習会修了者と同等以上の知識を有する者)

第二十六条 条例第三十八条第一項第五号に定める同項第一号から第四号までに掲げる者と同等以上の知識を有する者とは、営業所における屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置の責任者として五年以上の経験を有し、かつ、認定前五年間に渡り、屋外広告物に関する法令に違反することのなかつたものをいう。

- 2 前項に定める者は、資格認定申請書(別記第十八号様式)を知事に提出し、その認定を受けなければならない。
- 3 知事は、前項の認定をした場合は、資格認定書(別記第十九号様式)を交付するものとする。

(標識の掲示)

第二十七条 条例第三十九条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法人である場合にあつては、その代表者の氏名
- 二 登録年月日
- 三 営業所の名称
- 四 業務主任者の氏名

2 条例第三十九条の標識は、別記第二十号様式によるものとする。

(帳簿の記載事項等)

第二十八条 条例第四十条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 注文者の氏名又は名称及び住所
- 二 広告物の表示又は掲出物件の設置の場所
- 三 表示した広告物又は設置した掲出物件の名称又は種類及び数量
- 四 当該表示又は設置の年月日
- 五 請負金額

2 条例第四十条の帳簿は、別記第二十一号様式によるものとする。

3 第一項各号に掲げる事項が電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ROMその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)に記録され、かつ、必要に応じて屋外広告業者の営業所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて前項の帳簿への記載に代えることができる。

4 第二項の帳簿(前項の規定により記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。次項において同じ。)は、広告物の表示又は掲出物件の設置の契約ごとに作成しなければならない。

5 屋外広告業者は、第二項の帳簿を各事業年度の末日をもつて閉鎖するものとし、閉鎖後五年間営業所ごとに当該帳簿を保存しなければならない。

(監督処分簿)

第二十九条 条例第四十三条第一項の規則で定める閲覧所は、岐阜県都市建築部都市政策課とする。

2 条例第四十三条第二項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 処分を受けた屋外広告業者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに営業所の所在地)並びに登録番号
- 二 処分の根拠となる条例の条項
- 三 処分の原因となつた事実
- 四 その他参考となる事項

(立入検査の証票)

第三十条 条例第四十四条第二項に規定する身分を示す証明書は、別記第二十二号様式による。

(審議会の委員)

第三十一条 条例第四十五条の岐阜県屋外広告物審議会（以下「審議会」という。）の委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。

- 一 学識経験者 六人以内
- 二 県議会の議員 二人以内
- 三 関係行政機関の職員 五人以内
- 四 屋外広告業の代表者 二人以内

（会長）

第三十二条 審議会に会長を置く。

- 2 会長は、前条第一号に掲げる者につき任命された委員のうちから委員の選挙によつてこれを定める。

（会長の職務及びその代理）

第三十三条 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

- 2 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第三十四条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審議会の審議は、原則として公開する。

（部会）

第三十五条 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に部会を置くことができる。

- 2 部会の委員は、審議会の委員のうちから会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会の委員のうちから互選する。ただし、会長が部会の委員に指名されているときは、会長をもつて充てる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。

付 則

- 1 この規則は、昭和四十年一月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際改正前の岐阜県屋外広告物条例施行規則（昭和三十六年八月岐阜県規則第

九十三号) 第五条の規定により屋外広告物（以下「広告物」という。）若しくは広告物を掲出する物件に現に表示されている許可事項の記載又は許可の証印は、この規則第五条に規定する許可の証票又は証印とみなす。

付 則（昭和四十三年三月五日規則第十九号）

- 1 この規則は、昭和四十三年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の岐阜県屋外広告物条例施行規則に規定する第四号様式に係る書類の残余のものがあるときは、その残余分に限り、なお従前の様式によることができる。

附 則（昭和四十四年三月二十九日規則第二十三号）

この規則は、昭和四十四年四月一日から施行する。

附 則（昭和四十八年一月十六日規則第三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十九年五月十七日規則第六十六号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第八条、第九条及び第十五条並びに別記第八号様式から別記第十一号様式まで、別記第十四号様式及び別記第十五号様式を加える改正規定は、昭和四十九年六月二十七日から施行する。

附 則（昭和五十年十月二十四日規則第百十五号）

この規則は、昭和五十年十二月一日から施行する。

附 則（昭和五十四年三月二十二日規則第十号）

この規則は、昭和五十四年四月一日から施行する。

附 則（昭和五十六年六月十六日規則第六十一号）

この規則は、昭和五十六年七月一日から施行する。

附 則（昭和五十九年三月三十日規則第十九号）

- 1 この規則は、昭和五十九年四月一日から施行する。
- 2 岐阜県屋外広告物条例第六条又は第七条第四項の規定による許可の申請については、この規則による改正後の岐阜県屋外広告物条例施行規則の規定にかかわらず、昭和五十九年九月三十日までの間は、この規則による改正前の岐阜県屋外広告物条例施行規則別記第一号様式によることができる。

附 則（平成元年十一月二十四日規則第七十七号）

- 1 この規則は、平成元年十二月一日から施行する。

- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の規則の規定により交付されている合格証、許可書等の証票は、この規則による改正後の規則の規定により交付された証票とみなす。
- 3 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の規則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

附 則（平成二年四月一日規則第二十四号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別記第一号及び第二号様式の改正規定は、平成二年十月一日から施行する。

附 則（平成六年三月三十一日規則第二十四号）

- 1 この規則は、平成六年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

附 則（平成七年四月一日規則第三十五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成七年十二月十二日規則第百十二号）

この規則は、平成八年一月一日から施行する。

附 則（平成八年三月十五日規則第十一号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成八年十月一日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際、現に適法に表示され、又は設置されている広告物等に対する許可の基準については、この規則の規定にかかわらず、この規則の施行の日から三年間は、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の規則により許可の申請がなされている広告物等に対する許可の基準については、この規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 この規則による改正前の規則の規定による諸様式で取り扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、この規則の規定によるものとみなす。

附 則（平成九年三月十日規則第四号）

- 1 この規則は、平成九年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の規則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

附 則（平成九年七月八日規則第五十九号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成九年十月二十日規則第七十七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十一年四月一日規則第七十三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十二年三月二十四日規則第九十五号）

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成十六年十二月十六日規則第九十五号）

この規則は、平成十六年十二月十七日から施行する。

附 則（平成十六年十二月二十八日規則第百二十号）

この規則は、平成十七年一月一日から施行する。

附 則（平成十七年三月三十一日規則第三十五号）

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成十七年五月三十一日規則第八十四号）

この規則は、平成十七年六月一日から施行する。

附 則（平成十八年四月一日規則第百三十号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十一年三月三十一日規則第二十三号）

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二十三年七月二十九日規則第五十八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十四年三月三十日規則第十四号）

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二十九年四月一日規則第四十八号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第二条（同条の表条例第十一条第二項の規定により許可期間の更新を申請しようとする者の項に限る。）の規定は、平成二十九年八月一日以後に岐阜県屋外広告物条例（昭和三十九年岐阜県条例第四十七号）第十一条第一項の有効期間が満了する広告物等に係る同条第二項の規定による許可期間の更新について適用し、同年七月三十一日までに同条第一項の有効期間が満了する広告物等に係る同条第二項の規定による許可期間の更新については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の第二条の規定により提出されている広告物等に係る申請書に添える書類については、なお従前の例による。

附 則（令和三年三月十六日規則第二十六号）

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

別表第一（適用除外の基準）（第三条関係）

一 条例第八条第一項第三号の基準

表示面積	表示方向から見た場合における当該施設又は物件の外郭線内を一平面とみなしたものの面積の二十分の一以下で、かつ、〇・五平方メートル（街燈柱については、一平方メートル）以下のものであること。ただし、地名、街区名等を表示するものについては、この限りでない。
個数	一の施設又は物件につき一個であること。ただし、アーケード及び街燈柱については、この限りでない。
色彩	蛍光塗料を使用しないものであること。

二 条例第八条第二項第一号の基準

表示面積	一の住所又は事業所、営業所若しくは作業所につき表示面積の合計が十平方メートル以下のものであること。
色彩	蛍光塗料を使用しないものであること。

三 条例第八条第二項第二号の基準

表示面積が二平方メートル以下のものであること。

四 条例第八条第二項第三号の基準

表示面積が二平方メートル以下のものであること。

五 条例第八条第三項第一号の基準

表示面積	表示面積の合計が十平方メートル以下のものであること。
------	----------------------------

色彩	蛍光塗料を使用しないものであること。
----	--------------------

六 条例第八条第六項の基準

形状	許可に係る広告物を掲出する物件の掲出面をはみ出さないものであること。
色彩	蛍光塗料を使用しないものであること。

別表第二（許可の基準）（第五条関係）

一 共通基準

- 1 都市美観又は自然景観に調和し、周囲の環境を損なわないものであること。
- 2 汚染し、変色し、又は塗料等のはく離したものでないこと。
- 3 広告を表示しない裏面、側面及び脚部の露出部分は、加工、塗装その他の装飾をしたものであること。
- 4 蛍光塗料は、使用しないものであること。
- 5 電飾設備を有するものにあつては、点滅速度は緩やかなものであつて、昼間においても良好な景観又は風致を損なわないものであること。
- 6 色彩は、良好な景観又は風致の維持及び公衆に対する危害防止に充分配慮したものであること。
- 7 容易に腐朽し、又は破損しない構造であること。

二 個別基準

1 野立広告物

(一) 条例第八条第四項第一号に規定する自家広告物

表示面積	五十平方メートル以下
高さ	十五メートル以下

(二) (一)に該当しないもの

- (1) 条例第七条第六号に規定する道路及び鉄道等から展望することができる地域で、知事が指定する区域（以下「指定区域」という。）で、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号に規定する用途地域が定められている地域に表示し、又は設置するもの

表示面積	一面が二十平方メートル以下で、かつ、合計が四十平方メートル以下
高さ	広告塔にあつては十五メートル以下、その他にあつては十メートル以下

- (2) 指定区域で、(1)に該当しない地域に表示し、又は設置するもの

イ 条例第八条第四項第一号に規定する道標、案内図板その他公衆の利便に供する広告物
等及び同項第二号に規定するもの

表示面積	一の施設、事業所等につき一面が四平方メートル以下で、かつ、合計が八平方メートル以下（ただし、複数の施設、事業所等への案内を目的とするものを集合して表示し、又は設置する場合にあつては、最大一面が二十平方メートル以下で、かつ、合計が四十平方メートル以下）
高さ	五メートル以下
その他	ア 施設、事業所等への案内誘導を目的とするものであること。 イ 表示内容は、名称、方向、距離等の案内誘導を行うのに必要最小限の事項を表示するものであること。 ウ 動光、点滅証明、ネオンその他これらに類するものを使用しないこと。

ロ イに該当しないもの

表示面積	一面が二十平方メートル以下で、かつ、合計が四十平方メートル以下
高さ	広告塔にあつては十五メートル以下、その他にあつては十メートル以下
路線からの距離	条例第五条第九号及び第七条第五号に規定する道路及び鉄道等で、知事が指定する区間の路線から三十メートル以上離れていること。
広告物等の相互の距離	条例の規定により許可を受けて表示し、又は設置する他の野立広告物（条例第八条第四項各号に規定する広告物等を除く。）から五十メートル（高速自動車国道及び新幹線鉄道の路線の両側五百メートル以上千メートル以内の区域にあつては、三百メートル）以上離れていること。

(3) (1)又は(2)に該当しない地域にあるもの

表示面積	一面が二十平方メートル以下で、かつ、合計が四十平方メートル以下
高さ	広告塔にあつては十五メートル以下、その他にあつては十メートル以下

2 建築物を利用する広告物

(一) 屋上広告物

個数	一の建築物につき一個（鉄筋コンクリート及び鉄骨造りの建築物（以下「堅固な建築物」という。）に掲示する場合を除く。）
表示面積	二十平方メートル以下（堅固な建築物に掲示する場合を除く。）
高さ	地表から広告物を設置する箇所までの高さの三分の二以下

(二) 壁面広告物

表示面積	三十平方メートル以下（堅固な建築物に掲示する場合を除く。）で、かつ、同一壁面に掲示される広告物の表示面積の合計が、当該同一壁面の面積の二分の一以下
------	---

(三) 突出広告物

個数	一壁面につき一個（堅固な建築物に掲示する場合を除く。）
表示面積	二十平方メートル以下（堅固な建築物に掲示する場合を除く。）
下端の高さ	歩道上にあつては地表から二・五メートル以上、車道上にあつては地表から四・七メートル以上
道路上への出幅	一メートル以下

3 電柱の類を利用する広告物

(一) 直接表示又は巻き付けにする広告物

個数	一の電柱の類につき一個（同一の内容及び形状で、かつ、同一の高さに巻き付けるものについては二個）
長さ	一・八メートル以下
下端の高さ	地表から一・二メートル以上

(二) そで付けにする広告物

個数	一の電柱の類につき一個
長さ	一・二メートル以下
出幅	〇・六メートル以下
下端の高さ	歩道上にあつては地表から二・五メートル以上、車道上にあつては地表から四・七メートル以上

4 アドバルーンを利用する広告物

アドバルーンと係留点との距離	二十メートル以上五十メートル以下
係留点と周囲の建築物その他の工作物との水平距離	十メートル以上

5 その他の広告物

1 から 4 までに定める 広告物以外のもの	知事が適当と認めたもの
---------------------------	-------------

三 条例第八条第四項の規定による許可の基準

1 条例第八条第四項第一号に規定する自家広告物

表示面積	一の住所又は事業所、営業所若しくは作業所につき表示面積の合計が五十平方メートル以下
その他	広告物等の種類に応じて、別表第二二の表に掲げる基準を満たすものであること。

2 条例第八条第四項第一号に規定する道標、案内図板その他公衆の利便に供する広告物等及び同項第二号に規定するもの

表示面積	一の施設、事業所等につき一面が二平方メートル以下で、かつ、合計が四平方メートル以下（ただし、複数の施設、事業所等への案内を目的とするものを集合して表示し、又は設置する場合にあつては、最大一面が十平方メートル以下で、かつ合計が二十平方メートル以下）
高さ	野立広告物にあつては、五メートル以下
その他	<p>ア 施設、事業所等への案内誘導を目的とするものであること。</p> <p>イ 表示内容は、名称、方向、距離等の案内誘導を行うのに必要最小限の事項を表示するものであること。</p> <p>ウ 動光、点滅証明、ネオンその他これらに類するものを使用しないこと。</p> <p>エ 広告物等の種類に応じて、別表第二二の表に掲げる基準を満たすものであること。</p>

別記

第1号様式（第2条関係）

年 月 日

〇〇〇 様

住所
申請者 氏名

(法人にあつては、その名称及び代表者氏名)

(屋外広告業登録番号第 号)

連絡方法	電話	< > —
	担当者	

屋外広告物許可申請書

次のとおり岐阜県屋外広告物条例 {第7条
第8条第4項
第8条第5項} の規定により申請します。

管理者	住所	氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者氏名)	電話番号	< > —
工事施行者	住所	氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者氏名)	電話番号	< > —
刷込みを行う印刷所	住所	氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者氏名)	電話番号	< > —
広告物等	種類	表示の目的及び用途	数量	
表示(設置)場所	民地 公の用地			
表示面積等	表示面積	m ²	縦 m	横 m
電飾設備	有無	自家広告物	有無	広告物等の構造
表示(設置)期間	年 月 日 ~ 年 月 日			
工事着手予定日	年 月 日		工事完了予定日	年 月 日
手数料金額欄				
第 号 上記の申請を許可します。 ただし、別紙の条件を守らなければならない。 年 月 日				
印				

- 備考
- 1 申請書は正副2通提出すること。
 - 2 屋外広告業登録番号は、屋外広告業者以外は記載を要しない。
 - 3 管理者は、原則的に岐阜県内に住所を有する者であること。
 - 4 「刷込みを行う印刷所」欄は、許可の証印の印影の刷込みを希望する者以外は記載を要しない。
 - 5 「広告物等の構造」欄及び「建築物の構造」欄は、主たる構造を記載すること。

〇〇〇 様

申請者 住 所
氏 名

屋外広告物許可期間更新申請書

次のとおり屋外広告物許可期間更新申請をします。

管理者の住所		氏 名	
表示又は設置の場所		種 類	
		数 量	
広告物等の構造		建築物の構造	
現在受けている許可の年月日及び番号	年 月 日		第 号
現在受けている許可期間	年 月 日から	許可更新申請期間	年 月 日から
	年 月 日まで		年 月 日まで
手数料金額欄			
第 号 上記の申請を許可します。 ただし、別紙の条件を守らなければならない。 年 月 日			印

備考

- 1 申請書は正副2通提出すること。
- 2 「広告物等の構造」欄及び「建築物の構造」欄は、主たる構造を記載すること。

第2号の2様式（第2条関係）

屋外広告物自己点検報告書						
表示又は設置の場所						
更新前の許可の年月日及び番号		年 月 日		第 号		
点検実施年月日 *1			年 月 日			
区分	点検内容	異常 *2		異常があつた場合 その内容と対応		改善 *2
基礎	1 上部構造の全体の傾斜、ぐらつき等	有	無			未 済
	2 基礎のクラック、防水層の裂傷等の異常	有	無			未 済
支持部	1 鉄骨のさび、塗装の老朽化等	有	無			未 済
	2 鉄骨接続部の異常、ボルト等の緩み及び欠落	有	無			未 済
取付部	1 アンカーボルト・取付部プレートの異常	有	無			未 済
	2 ベース周辺・コーキング・溶接部の異常	有	無			未 済
	3 取付対象部(柱・壁・スラブ)及び周辺の異常	有	無			未 済
表示部	1 表示面の汚染、変色、変形、破損及び剥離	有	無			未 済
	2 枠組み部材の異常	有	無			未 済
照明装置等	1 照明・LEDの不点及びネオン管の不発光	有	無			未 済
	2 取付部その他周辺の異常	有	無			未 済
	3 分電盤の異常	有	無			未 済
その他	その他点検した箇所 ()	有	無			未 済
点検者	氏名	上記のとおり相違ありません。				
	住所	〒				
	資格*3	☐屋外広告士 ☐屋外広告物点検技能講習修了者*4 ☐屋外広告物講習会修了者 ☐「広告美術仕上げに係る」職業訓練指導員・技能検定合格者・職業訓練修了者				

※ 注) はり紙、はり札、立看板等、許可期間が2月のものについては、提出不要です。

- * 1 申請前30日以内に実施した結果を報告してください。
- * 2 異常欄及び改善欄は、該当するものを○で囲んでください。
- * 3 点検者の資格欄は、該当する☐にレ点を付してください。また、資格を証明する書類の写しを添付してください。
- * 4 公益社団法人日本サイン協会及び一般社団法人日本屋外広告業団体連合会が共催する屋外広告物点検技能講習を修了した者をいいます。

〇〇〇 様

申請者 住 所
氏 名

屋外広告物変更許可申請書

次のとおり屋外広告物変更許可申請をします。

管理者の住所		氏 名	
表示又は設置の 場 所		種 類	
		数 量	
許 可 年 月 日	年 月 日	許可期間	年 月 日から
許 可 番 号	第 号		年 月 日まで
変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	
変 更 の 理 由			
手 数 料 金 額 欄			
第 号 上記の申請を許可します。 ただし、別紙の条件を守らなければならない。 年 月 日 <div style="text-align: right;">印</div>			

備考

- 1 申請書は正副2通提出すること。
- 2 添付書類
屋外広告物許可申請書に添えた書類のうち変更を要する書類

年 月 日

〇〇〇 様

通知者 住 所
名称及び代表者氏名

連絡	担当部課名		担当者	
方法	電話番号			

屋 外 広 告 物 通 知 書

次のとおり岐阜県屋外広告物条例第8条第8項の規定により通知します。

管 理 者	住所 氏名 屋外広告業登録番号 号 電話番号										
工事施工者	住所 氏名 屋外広告業登録番号 号 電話番号										
工事着手 予 定 日	年	月	日	工事完了 予 定 日	年	月	日				
種 類								数量			
表示面積等	表示 面積	m ²	縦	m	横	m	面数	面	高さ	m	
電飾設備	有・無	広告物の 構 造				建築物の 構 造					
表示(設置) 場 所											
表示(設置) 期 間	年	月	日	～	年	月	日				

- 備考 1 屋外広告業登録番号は、屋外広告業者以外は記載を要しないものであること。
- 2 管理者は、原則的に岐阜県内に住所を有する者であること。
- 3 「広告物の構造」欄及び「建築物の構造」欄は、主たる構造を記載すること。

第5号様式 (第7条関係)

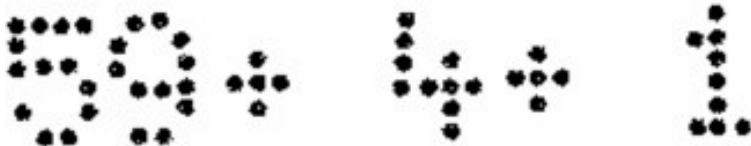
許可の証票



許可の証印



許可の打刻印



<p>これは</p> <p>違反広告物です</p> <p>○ ○ ○</p> <p>年 月 日</p> <p>この屋外広告は岐阜県屋外広告物条例に違反しています。</p> <p>連絡先 ○○○</p>
--

外枠は、赤色とする。

第7号様式（第11条関係）

<p style="font-size: 24px; margin: 0;">受 領 書</p> <p style="text-align: right; margin: 10px 0;">年 月 日</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">様</p> <p style="text-align: right; margin: 10px 0;">返還を受けた者</p> <p style="text-align: right; margin: 5px 0;">住 所</p> <p style="text-align: right; margin: 5px 0;">氏 名</p>		
<p>下記のとおり広告物等（又は現金）の返還を受けました。なお、今後は、屋外広告物関係法令を厳正に遵守します。</p>		
返 還 を 受 け た 日		
返 還 を 受 け た 場 所		
返還を受けた 広告物 等	（ 整 理 番 号 ）	
	名 称 又 は 種 類	
	数 量	
（ 返 還 を 受 け た 金 額 ）		

年 月 日

〇〇〇 様

申請者 住 所
氏 名

屋外広告物申請者（管理者）変更届

次のとおり屋外広告物申請者（管理者）の住所（氏名）の変更を届けます。

変更前の申請者の住所		氏 名	
変更後の申請者の住所		氏 名	
変更前の管理者の住所		氏 名	
変更後の管理者の住所		氏 名	
許可年月日	年 月 日	許可期間	年 月 日から 年 月 日まで
許可番号	第 号	変更日	年 月 日
表示又は設置の場所		種 類	
		数 量	
変更の理由			

年 月 日

〇〇〇 様

申請者 住 所
氏 名

屋外広告物改修（移転）
除却）届

次のとおり屋外広告物改修（移転）
除却）を届けます。

管理者の住所		氏 名	
表示又は設置の 場所		種 類	
		数 量	
許可年月日	年 月 日	許可期間	年 月 日から 年 月 日まで
許可番号	第 号	改修（移転、 除却）年月日	年 月 日
改 修 （移 転） 除 却 の 理 由	1 期間満了によるもの 2 命令によるもの 3 許可を取り消されたもの 4 設置者の都合によるもの 5 汚染、変色、老朽又は破損によるもの 6 その他の理由によるもの		

年 月 日

岐阜県知事 様

住所

氏名

（法人にあつては主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

屋外広告業登録申請書

屋外広告業の登録を受けたいので、岐阜県屋外広告物条例第29条第1項又は第3項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

登録の種類	新規	※登録番号	岐阜県屋外広告業登録第 号	
	更新	※登録年月日	年 月 日	
フリガナ 氏名 及び生年月日 (法人にあつては名 称並びに代表者の 氏名及び生年月日)	生年月日 年 月 日 法人・個人の別 1 法人 2 個人			
住所	郵便番号 (—) 電話番号 () —			
1 岐阜県の区域内 において営業を行 う営業所の名称及 び所在地	営業所の名称	営業所の所在地（郵便番号）		電話番号
2 業務主任者の氏 名及び所属する営 業所の名称	所属営業所名	氏 名		摘 要

(第二面)

3 法人である場合の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。以下同じ。）の職名及び氏名	職 名		フリガナ 氏 名
4 未成年者である場合の法定代理人の氏名又は名称及び住所	フリガナ 氏 名 <small>(法人にあつては名称並びに代表者の氏名及び生年月日)</small>	生年月日 年 月 日	
	住 所	郵便番号 (—) 電話番号 () —	
5 法定代理人が法人である場合のその役員の職名及び氏名	職 名		フリガナ 氏 名
6 他の地方公共団体における登録番号	登録を受けた地方公共団体名	登録年月日	登録番号

備考

- ※印のある欄には新規登録申請の場合は、記入しないこと。
- 「新規 更新」及び「1 法人 2 個人」については、それぞれ該当するものに丸印を付すこと。
- 1から6について記入欄が不足する場合は、任意様式により提出すること。

(第三面)

証紙はり付け欄
(消印してはならない。)

誓 約 書

登録申請者及び法定代理人並びにその役員は、岐阜県屋外広告物条例第32条第1項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

申請者

岐阜県知事 様

第12号様式（第15条関係）

登録申請者
{
 法人の役員
 本人
 法定代理人
 法定代理人（法人）の役員
}
 の略歴書

現住所	郵便番号（ — ）			電話番号（ ） —
フリガナ 氏名			生年 月日	
略 歴	期 間 自 年月日 至 年月日	職 務 内 容 又 は 業 務 内 容		
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容		
<p>上記のとおり相違ありません。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">氏名</p>				

備考 「法人の役員 本人 法定代理人 法定代理人（法人）の役員」については、該当するものに丸印を付すこと。

屋 外 広 告 業 登 録 証

住 所

氏 名

岐阜県屋外広告物条例第31条第1項の規定により下記のとおり屋外広告業者登録簿に登録したことを証します。

記

登 録 番 号 第 号

登 録 年 月 日 年 月 日

登録の有効期間 年 月 日から 年 月 日

年 月 日

岐阜県知事

印

年 月 日

岐阜県知事 様

住所
氏名

〔法人にあつては主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

屋外広告業登録事項変更届出書

岐阜県屋外広告物条例第33条第1項の規定により、次のとおり届出をします。

登 録 番 号	岐阜県屋外広告業登録第 号		
登 録 年 月 日	年 月 日		
フリガナ 氏 名 及び生年月日 〔法人にあつては名 称並びに代表者の 氏名及び生年月日〕	生年月日 年 月 日 法人・個人の別 1 法人 2 個人		
住 所	郵便番号（ ） 電話番号（ ）		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日

備考 「1 法人 2 個人」については、いずれか該当する方に丸印を付すこと。

年 月 日

岐阜県知事 様

住所

氏名

（法人にあつては主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

屋外広告業廃業等届出書

岐阜県屋外広告物条例第35条第1項の規定により、次のとおり届出をします。

登 録 番 号	岐阜県屋外広告業登録第 号
登 録 年 月 日	年 月 日
フリガナ 氏 名 （法人にあつては名 称及び代表者の氏 名）	法人・個人の別 1 法人 2 個人
住 所	郵便番号（ — ） 電話番号（ ） —
届 出 の 理 由	1 死亡 2 合併による消滅 3 破産 4 解散 5 廃止
届出理由の生じた日	
屋外広告業者と 届出人との関係	1 相続人 2 元代表役員 3 破産管財人 4 清算人 5 本人

備考 「1 法人 2 個人」、「届出の理由」欄及び「屋外広告業者と届出人との関係」欄については、該当するものに丸印を付すこと。

年 月 日

岐阜県知事 様

申請書 郵便番号 —
住 所
氏 名

年 月 日生

(連絡先電話番号 — —)

屋外広告物講習会受講申込書

岐阜県屋外広告物条例施行規則第20条の規定により次のとおり申し込みます。

勤 務 先	名 称			(写真欄) 無帽・上半身・正面 申込前6か月以内に撮影 縦4cm×横3cm 白黒・カラー共可 ※写真裏面に氏名・住所 を、記載して貼付する こと
	所在地	郵便番号	—	
受講希望課程 (該当番号を ○で囲む)	1 屋外広告物関係法令に関する課程 2 屋外広告物の表示の方法に関する課程 3 屋外広告物の施行に関する課程			
※受講状況	法 令	表 示	施 工	
収入証紙 貼付欄				

備考

- 1 受講希望課程欄は、該当する番号を○で囲むこと。
- 2 ※印欄は、記入しないこと。
- 3 収入証紙は、消印しないこと。

屋外広告物講習会修了証書

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、岐阜県屋外広告物条例第37条第1項の規定による講習会の課程を修了したことを証します。

年 月 日

岐阜県知事

印

年 月 日

岐阜県知事 様

申請者 住 所

氏 名

年 月 日生

屋外広告物資格認定申請書

岐阜県屋外広告物条例施行規則第26条第2項の規定により次のとおり申請します。

勤 務 先	名 称	
	所 在 地	
屋外広告物に関する経験年数		
備 考		

添附書類

- 1 履歴書
- 2 屋外広告物に関する経験年数を証明するもの

資 格 認 定 書

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、岐阜県屋外広告物条例第38条第1項第1号から第4号までに掲げる者と同等以上の知識を有する者と認定します。

年 月 日

岐阜県知事



屋外広告業者登録票	
氏名又は名称	
法人である場合の代表者の 氏名	
登録番号	岐阜県屋外広告業登録第 号
登録年月日	年 月 日
営業所名	
この営業所に置かれている 業務主任者の氏名	

35センチメートル以上

第21号様式（第28条関係）

注文者の氏名又は名称				
注文者の住所	電話番号（ ） —			
広告物の表示又は掲出物件の設置の場所				
表示した広告物又は設置した掲出物件	名称 又は 種類		数量	
表示又は設置の年月日	年 月 日			
請 負 金 額				

（表 面）

立 入 検 査 の 証 明 書		
次の者は、岐阜県屋外広告物条例第44条第1項に規定する立入検査の権限を有する者であることを証明する。		
<div style="border: 1px solid black; width: 80px; height: 80px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 写 真 </div>	<div style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 印 </div>	所 属 職 名 氏 名
		生 年 月 日 年 月 日 発 行 年 月 日 年 月 日 ○○○○ 印

（裏 面）

岐阜県屋外広告物条例抜すい
<p>（報告徴収、立入検査等）</p> <p>第44条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、広告物を表示し、若しくは広告物を掲出する物件を設置する者、これらを管理する者若しくは屋外広告業者から報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、広告物等の存する土地若しくは建物若しくは屋外広告業者の営業所に立ち入り、広告物等、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>第54条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。</p> <p>（2） 第44条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者</p>